

東海市告示第43号

令和6年度東海市障がい者地域生活支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

令和6年度東海市障がい者地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業の実施によって、法第4条に規定する障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の地域生活を支援し、もって障がい者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(地域生活支援事業)

第2条 市は、法第77条に規定する地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業（法第77条第1項第1号及び法第77条の2事業）
- (2) 手話通訳派遣等事業（法第77条第1項第6号事業）
- (3) 移動支援事業（法第77条第1項第8号事業）
- (4) 地域活動支援センター事業（法第77条第1項第9号事業）
- (5) 地域デイサービス事業（法第77条第3項事業）
- (6) 日中一時支援事業（法第77条第3項事業）

2 前項各号の事業内容は、別表1のとおりとする。

(地域生活支援給付)

第3条 市は、前条に規定する地域生活支援事業のうち、手話通訳派遣等事業、移動支援事業、地域デイサービス事業及び日中一時支援事業（以下「費用給付事業」という。）について、費用給付事業利用者に対して、第10条の規定による地域

生活支援給付費の給付を行う。

(対象者)

第4条 地域生活支援事業を利用できる者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障がい者であって、同法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたものの
- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは愛知県から療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない児童であって早期の療育が必要と市長が認めたもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい者又は発達障がい児
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣の定める程度である者

2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障がい者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障がい者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が市内であるもので、同項に該当するものは、地域生活支援事業を利用できる。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、地域生活支援事業を利用できない。

4 第2条第1号及び第4号に規定する事業は、第1項の規定にかかわらず、利用が必要と市長が認めた者は当該地域生活支援事業を利用できる。

(支給申請)

第5条 費用給付事業を利用しようとする者は、市長に地域生活支援給付費の支給申請をしなければならない。

- 2 前項に規定する申請に当たっては、前条第1項第1号から第3号までに規定する手帳を提示し、又は療育手帳の交付を受けていない児童であつて、早期の療育が必要と市長が認めたもの若しくは同項第4号若しくは第5号（身体障害者手帳の交付を受けているものを除く。）に該当するものにあつては、診断書等を提出するものとする。
- 3 第2条第1号及び第4号に規定する事業に関する利用の手續等に関しては、市長が別に定める。
- 4 第2条第6号に規定する事業において、別表2に定める医療的ケア加算を利用しようとする事業所は、当該加算を受けようとする利用児童について、医療的ケア加算対象児認定申請書を市長に提出しなければならない。

（支給決定）

第6条 前条第1項の規定による申請があつたときは、市長は、費用給付事業の種類ごとに月又は年を単位として12月を超えない範囲において、費用給付事業に係るサービスの量を定め、地域生活支援給付費の支給決定を行うものとする。

- 2 市長は、支給決定に当たり、費用給付事業に係るサービスの提供事業者及び提供場所を指定することができる。
- 3 市長は、支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、決定内容を記載した東海市地域生活支援事業受給者証を交付する。

（支給決定の変更）

第7条 利用者は、現に受けている費用給付事業の種類、サービスの量その他市長が定める事項を変更する必要があるときは、市長に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

- 2 市長は、前項の申請により、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、次に掲げる場合には、支給決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が費用給付事業に係るサービスを受ける必要がなくなつたと市長が認めるとき。
- (2) 利用者が市内に住所を有しなくなつたとき（住所地特例地が市内であるとき

を除く。 ) 。

(費用給付事業に係るサービスに要する費用)

第9条 費用給付事業に係るサービスに要する費用の額は、別表2により算定した額とする。

(地域生活支援給付費)

第10条 市長は、利用者が、当該利用決定に基づく費用給付事業に係るサービスを受けたときは、当該利用者に対し、地域生活支援給付費を支給する。

2 地域生活支援給付費の額は、前条により算定した費用の額（その額が現に当該費用給付事業に係るサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に当該費用給付事業に係るサービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。

3 市長は、利用者が費用給付事業を利用したときは、当該利用者が当該費用給付事業に係るサービスを提供した事業者を支払うべき当該費用給付事業に係るサービスに要した費用について、地域生活支援給付費として当該利用者に対し支給すべき額の限度において、当該利用者に対し、当該事業者を支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

5 第2項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定する事業のうち、手話通訳者派遣サービス費及び要約筆記者派遣サービス費に係る地域生活支援給付費の額は、前条により算定した費用の額の100分の100に相当する額とする。

(費用給付事業に係る利用者負担上限)

第11条 利用者が同一の月に受けた費用給付事業に係るサービスに要した費用の額の合計額から、前条第2項の規定により算定された当該同一の月における当該費用給付事業に係る地域生活支援給付費の額を控除して得た額が、当該利用者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して次項で定める額を超えるときは、前条第2項の規定にかかわらず、当該同一の月における当該費用給付事業に係る地域生活支援給付費の額は、同項の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額を超え、100分の100に相当する額以下の範囲内において市長が定める額とする。

2 前項の当該利用者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して定める額（以下

「負担上限月額」という。)については、政令に規定する負担上限月額の例による。

- 3 地域生活支援給付費の額を算定するときには、負担上限月額は、費用給付事業ごとに月を単位に適用する。ただし、第2条第1項第3号、第5号及び第6号に規定する事業を、同一の月に利用したときにおいては、これらの地域生活支援給付費の合算した額について、負担上限月額を適用する。

(報告等)

第12条 市長は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障がい者等、障がい児の保護者、障がい者等の配偶者若しくは障がい者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。